

第24期第30回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年1月12日(木)午後4時から午後5時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井之口喜實夫、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、  
篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、宮本兼一、  
本橋朋和 計12名
- 4 欠席委員 井口哲哉、石手啓夫、榎本重恭、増田義二 4名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2・3号)  
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～9号)  
(4) 生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について (第10号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて  
(3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他 令和5年度練馬区農業委員会総会日程について

西 貝 孝 之 会 長 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく  
お願いいたします。これより、第24期第30回練馬区農業委員会総  
会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席に  
なります。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は4名、欠席の届け出の  
あった委員は井口哲哉委員、石手啓夫委員、榎本重恭委員、増田義  
二委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したとき  
に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、相原和彦委員と井之口喜實夫委員にお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願い  
します。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計  
画の決定について」です。

令和4年12月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4  
条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議  
があった。ついで、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認  
められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】**

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開  
きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借す  
る場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、  
その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会で  
の判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページ

をお願いします。今回の申請者はその他の一般法人となりますので、記載の認定要件のすべてを満たす必要があります。議案の4ページにお戻りください。4ページから10ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権などの設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権などの設定を受ける都市農地の始期は記載のとおりです。5ページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容は、イとしましては、露地野菜を栽培し、区内の作業所に併設する店舗などで販売・加工を行うといったことが記載されています。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状0日、賃借権などの設定後は240日です。Ⅱ 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人ですので、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況については、まだ記載がございません。5-2の(1)作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑で野菜を591㎡作付けすることです。7ページをお願いします。(2)大農機具の使用予定はございません。(3)農作業に従事する者は、常時雇用が現在2人で1人増員予定、臨時雇用が現在9人で2人増員予定です。住所地、拠点となる場所などから土地までの平均距離または時間は車で15分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への影響は、ほとんどないと考えられるとのことです。7 地域との役割分担の状況は、農地を適正に管理するとともに、地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組むとのことです。8ページをお願いいたします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業へ

の従事状況及び従事計画は記載のとおりです。11ページから12ページまでが農地賃貸借契約書です。12ページをお願いいたします。別表1に土地その他の物件の目録等で賃借料の記載がございます。10アール当たり約3万4,000円となっております。13ページは、賃借地における営農計画です。2016年に特定非営利活動法人として設立をし、2017年4月に認定を受けています。2020年4月に福祉作業所を設立し、その5月から理事の畑において施設外就労として農作業を始め、2022年現在利用者9名、職員2名で150㎡の畑で農業者の作業を手伝っている状況とのことです。賃借時の計画については、露地野菜の栽培を行うということで、春夏産のものが、エダマメやジャガイモ、トマトなど、秋冬産のものがダイコンやニンジン、カブなどと記載されてございます。販売については、現在の福祉作業所に加え、区内の公共施設など拡大に努めるという内容になってございます。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 12月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑には、ネギとサトイモが作付けされておりました。賃借人は、コマツナやダイコン、ニンジンを福祉作業所で加工販売しているとのことです。賃借人の賃借地での計画は、今後、エダマメやジャガイモ、トマトなどを作付けしていくとのことです。労働力は15年やられている方が主に作り、常時2名、増員は1名で、労働力は合計11名ほどになります。賃借人は農機具をお持ちでないとのことですが、貸主の方から作きり機やトラクターなどを貸していただけるとのことです。販売計画は、高齢者福祉施設や給食、グループホームの食材として販売したいとのことです。所有者の状況ですが、年に24日以上見回りなどするとのことです。農業経験は60年以上で、現在は主にブルーベ

リーを栽培しているとのこと。境界も確認しました。よろしく  
お願いします。

半田保之委員 農機具を借りるのであれば、事業計画の認定申請書に記載したほう  
が良いのではないのでしょうか。

事務局 まだ実際に農機具を使用するか分からない状況のため、今後農作業  
をする中で、農機具を使用することになれば、事業計画の変更をお願いしたい  
と思います。

西貝孝之会長 他に何かございますか。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

事務局 つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願い  
します。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和4年12月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別  
措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ  
とを確認したので証明する。  
**【申請者、申請地などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 12月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の北側に一部ウメなどの植木が植わっており、その他の部分は耕運されている状況で、作付けはされていませんでした。申請者ご本人は令和4年は体調を崩されていたとのことですが、今年は春先から夏野菜の作付けをする予定とのこと。今後は貸借も検討したいというようなお話もありました。境界については、道路付けの部分を除き、見当たりませんでした。申請者は、西側と南側の水路、一部隣地との万年塀を境界だと認識しているようです。道路付けに関しては練馬区の標識が確認できました。境界の標識をきちんと表示してほしいと申し入れをしました。できれば測量して、正式な標識を入れていただくことをご提案させて頂きました。畑自体は耕運されている状態で、特に問題ないと思います。ご本人が営農するご意志があるということは確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和4年12月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、現地調査について報告をお願いします。

事 務 局 12月27日に、榎本重恭委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。畑の南側部分にヤマボウシなどの植木、北側部分にフキやナス、キュウリなどの野菜が作付けされていました。ナス、キュウリの部分はこれから春に向けてニンジン、ジャガイモなどを作付する予定とのことです。販売は、野菜は自家消費と親族の飲食店に卸すとのことです。植木は希望があった場合のみ、直接販売をしているとのことです。境界については、南が丘中学校と隣接している部分が一部確認できない部分がありましたので、境界の明示をお願いしてきました。その他の部分の境界は確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年12月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 12月14日に事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらは、(1) から (3)、(4) (5) の畑の間にもブルーベリー畑があり、一団の畑です。(1) から (3) の畑にはブルーベリーの摘み取りの人たちに買っていただくような夏野菜を栽培しており、現在は夏野菜の収穫後で、作付けはされておりました。(4) (5) の畑にはブルーベリーが作付けされておりました。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年12月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 12月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。



(1)(2)の畑には、ネギやウド、キャベツが作付けされてい  
ました。(3)から(6)の畑には、ハウスが2棟あり、その中で、ハク  
サイやダイコンが作付けされていきました。(7)(8)の畑には、ウ  
ド室がございました。(9)から(12)の畑には、ハウスがあり、そ  
の中で、サニーレタスが作付けされていきました。また、キャベツが  
作付けされていきました。(13)から(17)の畑には、キャベツが作付  
けされていきました。(18)から(20)の畑には、キャベツとサトイモ  
が作付けされていきました。販売は、市場や給食、JA直売所などに  
出荷しているとのこと。境界も確認しました。よろしくお願  
いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願  
いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和4年12月19日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、現地調査について報告をお願いします。

事務局 12月19日に、増田義二委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。(1)の畑にはミカンとカキが植わっており、庭先での直売とJA直売所で販売しているとのこと。 (2)(3)の畑には全面キウイが、(4)の畑には全面ブルーベリーが作付されており、販売は摘み取りとのこと。境界もすべて確認しました。よろしく願います。

西貝孝之会長 質問などございましたら、願います。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第7号について、事務局から説明を願います。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年12月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、現地調査について報告を願います。

事務局 12月19日に、増田義二委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。畑には、パパイヤやホウレンソウ、ハクサイなどの露地野菜が作付けされていました。境界については、一部確認できない部分がありましたので、境界を明示いただくようお願いしました。販

売は庭先での直売のみとのことです。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年12月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、現地調査について報告をお願ひします。

事 務 局 12月19日に、増田義二委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。(1)の畑にはネギが部分的に作付けされておりました。(2)から(5)の畑には、大部分でキャベツやブロッコリーなどの露地野菜が作付けされており、一部イチジクなどもございました。販売は庭先での直売のみとのことです。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年12月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地などの所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、木村隆昭委員をお願いします。

木村隆昭委員 12月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑の北側半分にはハウスが7棟建っていました。その南側には、シュンギクやサニーレタス、パクチーなどが作付されていました。南西側には物置が置いてあり、納税猶予の適用から外れています。(2)の畑の北側には、ハウレンソウやコマツナ、ナバナなどが植えてありました。南側はふれあい農園で、ジャガイモを作付けしていたとのことですが、現在は綺麗に耕運されていました。(3)から(6)の畑には、サツマイモやジャガイモなどが作付されておりましたが、現在は綺麗に耕運されていました。今後も、ジャガイモ、サツマイモなどを栽培していくとのこと。イチゴはマルシェと自販機で販売し、野菜はJA直売所などで販売しているとのこと。境界もすべて確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第10号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき瀧島規秀委員におかれましては退席をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第10号「生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について」です。生産緑地地区指定申請のあった土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地などに該当するかについて、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき練馬区長から協議があった。調査の結果、耕作の目的に供される土地として農地に該当すると認められるため、下記のとおり認定する。1 追加指定地区は9か所です。(1) 農地などの所在は記載のとおりです。今回、追加指定地区の事実確認調査は農業委員会事務局で行っておりますので、位置の説明と併せてご報告します。

別添資料の1ページをお願いします。春日町五丁目です。既存の地区に76.28㎡を追加指定するものです。現状は野菜の残渣置き場として使用しています。

別添資料の2ページをお願いします。田柄五丁目です。既存の地区に810.20㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、一部ユズが3本ほど植えられていました。今後は露地野菜を栽培していくとのことです。

別添資料の3ページをお願いします。土支田二丁目です。既存の地区に10.90㎡を追加指定するものです。現状既に植栽が植わってい

ます。

別添資料の4ページをお願いします。三原台二丁目です。既存の地区に99.56㎡を追加指定するものです。現状はサツマイモやオクラ、シソ等が作付けされています。

別添資料の5ページをお願いします。石神井町二丁目です。既存の地区に44.55㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後は露地野菜を作付けしていくとのことです。

別添資料の6ページをお願いします。大泉学園町一丁目です。既存の地区に543.00㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、南側の一部分にネギやジャガイモ、ニラ等が作付けされました。今後は北側に果樹等を植えていくとのことです。

別添資料の3ページをお願いします。土支田四丁目です。既存の地区に745.47㎡を追加指定するものです。南側にネギやキャベツ、ジャガイモ等が作付けされていました。

別添資料の9ページをお願いします。西大泉四丁目です。既存の地区に320.99㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後は露地野菜等を作付けしていくとのことです。

別添資料の9ページをお願いします。大泉学園町五丁目です。既存の地区に500.75㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後はブドウを作付けしていくとのことです。

引き続き、ご説明いたします。31ページをお願いします。2 新規指定地区は2か所です。(1)農地などの所在は記載のとおりです。位置については別添資料でご確認ください。(2)事実確認調査は各地区担当の農業委員にお願いしております。3 追加および新規指定の地積合計は、4,020.04㎡です。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、事実確認調査にあたられました委員の皆さまは、議案に記載の順に報告をお願いします。

篠田政巳委員 12月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑には、ユズやウメ、カキ等の果樹が植えてありまして、その下に  
フキが畑の3分の1以上で作付けされていました。その他、ミニト  
マトやナス、アオジソなどの作付けされていました。販売は、自家  
消費と近隣配布とのことですが、今後は庭先で販売していきたいと  
のことです。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

木村隆昭委員 12月21日に事務局2名と、現地調査に行ってきました。  
畑の西側に、ユズやクリ、キンカンなどが作付けされていました。  
他のところはまだ耕運されていませんでした。東側にはカリンやビ  
ワ、ウメなどが植えてありました。  
こちらはまだ耕運されていませんでしたが、今後すべてブドウを植  
えていきたいとのことでした。販売は、ワインを製造する事業者と  
相談していくとのことでした。境界も確認しました。よろしくお願ひ  
いたします。

西貝孝之会長 新規指定予定地区についてご報告いただきました。  
生産緑地地区指定申請農地について、質問などございましたら、お  
願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで瀧島規秀委員にお戻りいただきます。

つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひしま  
す。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

**【物件地番・地積、申請者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。特定生産緑地制度につきまして、周知および指定の状況についてこれまで随時ご報告をしてきたところで

す。  
今回平成4年に指定を受けた生産緑地のうち、特定生産緑地の指定を受けなかったものにつきましては、令和4年11月12日をもって、30年目を迎え、買取申し出ができることとなってございます。本件はこの制度にのっとり、買い取り申し出が行われた生産緑地に係るあっせんについてご報告するものでございます。練馬区長から農業委員会会長宛て指定後30年経過した生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は11月に買い取り申し出が行われたものを23件一括でご報告します。

**【物件地番・地積、申請者などについて説明】**

事務局からは以上です。



西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
それでは、よろしくお願いします。

つぎに38ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。  
令和4年12月に届出のあった農地の転用について報告するものです。  
【届出件数、面積などについて説明】  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。  
3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 令和5年度練馬区農業委員会総会開催日程についてです。総会資料の45ページをご覧ください。例年通り、毎月10日前後に開催する予定です。会場は本庁舎19階会議室等を利用する予定です。  
なお、区議会の日程と重なった場合など、やむを得ず変更をお願いする場合がございます。その際にご協力をお願いします。  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 | 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第30回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人